輸入ツバメの巣及びツバメの巣製品の海外製造業者の登録条件と比較検査のポイント

登録番号:

会社名：

会社の住所:

フォームに記入した日付:

フォームに記入する手順:

1.「中華人民共和国輸入食品海外生産企業登録管理規定」に基づき中国で登録申請を行う海外ツバメの巣及びツバメの巣製品製造企業が所在する国（地域）の食品安全管理体制「中国関税総局令第 248 号」は税関総局の承認を受けるものとする。農業農村部による同等性評価及び審査；ツバメの巣及びツバメの巣製品製造企業は管轄当局の認可を受ける。彼らが位置する国（地域）の。当局の承認とその効果的な監督の下で、効果的な食品の安全衛生管理と保護システムを確立し、所在地の国（地域）で合法的に生産および輸出し、中国に輸出される食品が関連する中国の法律に準拠していることを保証する。および規制および国家食品安全基準; 中国税関総署とその所在地の国 (地域) の管轄当局との間で合意された関連する検査および検疫要件を遵守する。このフォームは、輸入ツバメの巣およびツバメの巣製品を管轄する海外の管轄当局が、記載されている主な条件および根拠に基づいて、同時に審査の主要なポイントに基づいてツバメの巣およびツバメの巣製品の製造業者に対して正式な検査を実施するためのものです。海外ツバメの巣及びツバメの巣製品製造企業は、登録申請前に、記載された主な条件と根拠に基づき、裏付け資料を記入・提出し、自己評価の審査項目に照らして自己審査を実施しなければならない。

2. 海外の管轄当局及び海外のツバメの巣及びツバメの巣製品の製造業者は、比較検査の実態に基づいて誠実に適合性の判断を行うべきである。

3. 提出する資料は中国語または英語で記入し、その内容は真実かつ完全である必要があります。添付ファイルの番号と内容は、「記入要件および認証資料」のプロジェクト番号と内容と正確に一致している必要があります。同時に、裏付け資料の添付ファイルのディレクトリも提出する必要があります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| プロジェクト | 主な条件と根拠 | 要件とサポート資料の記入 | 見直しのポイント | 適合性の判定 | 述べる |
| **1.企業の基本状況** | | | | | |
| 1.基本的な状況 | 1 「中華人民共和国海外輸入食品生産企業の登録及び管理に関する条例」（関税総局第 248 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条および第 8 条。  2. 「輸出入食品の安全管理に関する中華人民共和国の措置」 （税関総署第 249 号）。第 18条  ３ ．中国に輸出されるツバメの巣およびツバメの巣製品の検査および検疫プロトコルは、申請国の管轄当局と税関総署の間で署名されます。 | 1. 「輸入ツバメの巣及びツバメの巣製品の海外生産企業登録申請書」に必要事項を記入します。 | 1. 企業は情報を真実に記入する必要があり、基本情報は輸出国の管轄当局から提出された情報および実際の生産および加工条件と一致していなければなりません。  2. 人的資源（企業および役人）は、企業の生産および加工および公的検査および監督の要件を満たすことができなければならない。  3. 中国への輸出が計画されているツバメの巣は、議定書で指定された製品範囲に準拠する必要があります。  4. 包装およびラベルの要件は、二国間協定および国家基準に準拠しています。 | □適合  □満たしていない |  |
| **２ ．企業の所在地、工場のレイアウト、施設および設備** | | | | | |
| 2.1 企業が所在する地域環境 | 「国家食品安全基準」  「食品製造のための一般衛生基準」(GB 14881)の 3 。 | 2.1 工場が位置する環境の写真を提供してください。写真には、周囲の環境情報 (都市部、郊外、工業地帯、農業地帯、住宅地) が示されている必要があります。 | 工場エリアの周囲に汚染源があってはなりません。 | □適合  □満たしていない |  |
| 2.2エンタープライズレイアウト | 「国家食品安全基準」  「食品製造のための一般衛生基準」(GB 14881)の 4.1 。 | 2.2 企業の平面図を提供します (さまざまな作業エリアをマークし、色付きの矢印を使用して人の流れと物流をマークし、廃棄物保管エリアをマークします)。 | ワークショップのレイアウトは合理的で、人の流れや物流により相互汚染が回避されます。 | □適合  □満たしていない |  |
| 2.3 生産設備 | 1.「国家食品安全基準」  食品製造のための一般衛生基準 (GB 14881) の 5.2。  2.申請国の管轄当局と税関総署の間で署名された、中国に輸出されるツバメの巣の検査と検疫に関する議定書。 | 2.3.1主要な処理装置のリストを提供します。 2. 3.2熱処理装置の写真とテストレポートを提供します。 。 | 1.企業は生産能力に見合った生産設備を備えるべきである。  2.鳥インフルエンザの影響を受けた地域から中国に輸出されるツバメの巣製品の加工企業は、対応する熱処理施設を備えており、中国に輸出されるツバメの巣製品は、「中心温度70℃以上」で鳥インフルエンザウイルスを死滅させる効果的な熱処理を受けなければならない。 °Cで少なくとも3.5秒間加熱します。」 | □適合  □満たしていない |  |
| **3.加工水の供給** | | | | | |
| 3.1加工水の水質管理 | 1.「国家食品安全基準」  食品生産のための一般衛生基準 (GB 14881)セクション 5.1.1および5.1.2。  2. 「飲料水の衛生基準」(GB 5749)。 | 3.1会社独自の水源の場合は、水質管理の関連措置を説明し、最新の生産水水質検査報告書（該当する場合）を提供してください。 | 塩素処理中に添加される塩素の量は、「飲料水の衛生基準」(GB 5749) の要件に準拠する必要があります。塩素を添加しない場合、企業は水質が「飲料水の衛生基準」の要件を満たしていることを確認する必要があります。飲料水」(GB 5749)。 | □適合  □満たしていない |  |
| **4. 原材料の供給源** | | | | | |
| 4.1ツバメの巣の原材料の供給源 | 中国に輸出されるツバメの巣の検査および検疫プロトコルは、申請国の管轄当局と税関総署の間で署名されます。 | 4.1.1原材料が供給されるツバメの巣（洞窟）のリスト（登録番号、ツバメの巣の供給量を含む）を提供すること。  4. 1. 2 第三国からのツバメの巣原材料の場合は、原産国で正式に登録されたツバメの巣（洞窟）のリストとその登録番号（該当する場合）を提供してください。 | ツバメの巣製品を中国に輸出するツバメの巣または巣穴は、管轄当局によって登録され、申請のために中国に報告されなければなりません。 | □適合  □満たしていない |  |
| 4.2原材料の受け入れ | 「国家食品安全基準」  「食品製造のための一般衛生基準」(GB 14881) の7.1および7.2 。 | 4.2原料受け入れシステムを提供します。 | ツバメの巣の生産プロセスにおける重要な要素であり、生産および加工に使用される原材料は衛生規制に準拠する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| **5. プロセス制御** | | | | | |
| 5.1 処理プロセスの主要なステップとその制御 | 1.「国家食品安全基準」  「食品製造のための一般衛生基準」(GB 14881)の 8 。  2. 申請国の管轄当局と税関総署が署名したツバメの巣の検査および検疫プロトコルに規定されている熱処理要件。 | 5.1.1製品加工プロセスのフローチャートを提供します。  5. 1.2洗浄および乾燥プロセスの標準操作手順を提供します。  5.1.3熱処理プロセスの操作手順を提供します (該当する場合)。 | 1. 生産プロセスが合理的であること。  2. ツバメの巣の安全性と健康に影響を与える重要なプロセスについては、効果的な管理、逸脱のタイムリーな修正、欠陥の継続的な改善、および良好な記録を確保するために、明確な作業手順を策定する必要があります。  3. 洗浄プロセスには、完成したツバメの巣の亜硝酸塩含有量が制限要件を確実に満たすように、十分な浸漬時間と頻度を含める必要があります。  4. 乾燥プロセスでは、製品の乾燥温度と乾燥時間を制御する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| 5.2 自己吟味と自制 | 1.「国家食品安全基準」  食品製造のための一般衛生基準( GB 14881) 9 | 5. 2.1企業が独自の検査室を有する場合、その検査室の能力および資格の証明を提出しなければならない。企業が第三者の委託検査室に委託する場合は、委託検査室の資格を提供しなければならない。  5. 2.2監視項目、頻度、判断基準、不適格取扱い措置等を含む企業監視計画を策定する。  5. 2.3亜硝酸塩検査結果、6 か月保管後、1 年間保管後、2 年間保管後の製品の亜硝酸塩含有量を提供します。 (該当する場合)。 | 企業は自主検査・自主管理計画を策定し、原材料・製品検査のサンプリング・検査・判定基準は中国の要求事項に準拠し、製品の安全性と衛生性を確保する必要がある。 | □適合  □満たしていない |  |
| **6.食品添加物および包装資材の管理** | | | | | |
| 6.1 食品添加物管理 | 1.「国家食品安全基準」  食品生産のための一般衛生基準 (GB 14881) の 7.3。  2.「食品添加物の使用に関する国家食品安全基準」 ( GB2760)。 | 6.1使用されている食品添加物とその投与量のリストを提供します（該当する場合）。 | 企業は食品添加物管理手順を確立し、食品添加物の使用は中国 GB2760 の要件に準拠する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| 6.2内部および外部の梱包材の管理と保管 | 1. 「食品の容器および包装材料の添加物の使用に関する衛生基準」（GB9685） 2. 申請国の管轄当局と総局との間で締結された、中国に輸出されるツバメの巣の検査および検疫プロトコルに定められた包装要件税関の。 | 6.2 梱包材のリストと、内部および外部の梱包材がツバメの巣の梱包に適していることの証明を提供します。 | 中国に輸出されるツバメの巣製品は、中国の国家食品安全基準と国際健康基準に準拠した新しい素材で包装されなければなりません。 | □適合  □満たしていない |  |
| **7. 人事管理と研修** | | | | | |
| 7.1 従業員の資格と健康状態 | 1. 「中華人民共和国食品安全法」第 45 条。  2.「国家食品安全基準」  「食品製造のための一般衛生基準」(GB 14881)の 6.3.1 。 | 7.1 雇用前の健康管理と従業員の健康診断要件を提供する。 | 従業員は雇用前に健康診断を受け、食品加工企業で働くのに適していると認定される必要があります。食品加工担当者は毎年健康診断を受け、健康証明書を取得する必要があります。関連する記録をランダムにチェックします。 | □適合  □満たしていない |  |
| 7.2 人材育成 | 「国家食品安全基準」  食品製造のための一般衛生基準 (GB 14881) 。 | 7.2 従業員に年間トレーニング計画、内容、評価、および記録を提供します。 | 研修内容には、中国に輸出されるツバメの巣の検査と検疫手順、中国の規制と基準などが含まれる必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| **8.製品のトレーサビリティとリコール** | | | | | |
| 8.1 製品のトレーサビリティとリコールシステム | 1. 「中華人民共和国食品安全法」第 42 条。 2.申請国の管轄当局と税関総局との間で署名された、中国に輸出されるツバメの巣およびツバメの巣製品の検査および検疫プロトコルに規定されているトレーサビリティおよびリコール要件。 | 8.1製品トレーサビリティの手順を簡単に説明します。完成品のバッチ番号を例として、完成品を対応するツバメの巣 (洞窟)まで追跡する方法を説明します。 | 製品トレーサビリティシステムを確立して効果的に導入し、食品安全情報、食品チェーンに関連するバッチおよび識別情報を正確に記録および維持します。中国に輸出されるツバメの巣製品は、加工プロセスおよび最終製品の包装中に、さまざまなツバメの巣（洞窟）からのツバメの巣原料を効果的に識別する必要があります。 | □適合  □満たしていない |  |
| **9. 声明** | | | | | |
| 9.1 企業声明 |  | 9.1輸入ツバメの巣及びツバメの巣製品の海外生産企業登録申請書に記入する。 | 法人の署名と会社の印章が必要です。 | □適合  □満たしていない |  |
| 9.2 獣医師当局による確認 |  | 9.2輸入ツバメの巣及びツバメの巣製品の海外生産企業登録申請書に記入する。 | それには管轄獣医師の署名と管轄当局の押印が必要です。 | □適合  □満たしていない |  |